

25.06.2009

新型インフルエンザ感染者情報（06月25日）及び感染症広域情報 （同24日付）

（（ブルガリアで7人目の新型インフルエンザ感染者発生））

6月24、25日付ブルガリア保健省の公式ウェブ・サイトで、新たに5人のブルガリア新型インフルエンザ感染者が確認された旨発表されています。

（（感染症広域情報（24日付）））

1. 2009年6月12日（日本時間）、世界保健機関（WHO）は、現在の多くの国における感染の客観的状況と専門家の評価から、新型インフルエンザのパンデミック警戒レベルをフェーズ5から6に引き上げました。

新型インフルエンザが確認された国・地域（89か国10地域（日本を除く））については、別途、「感染症危険情報」を発出しています。世界的感染拡大にかんがみ、今後、海外に渡航を予定されている方及び既に滞在されている方は、渡航・滞在先の感染状況及びWHOの情報等最新情報を入手し、十分注意の上、感染防止に努めるとともに、感染が疑われた場合には速やかに医療機関で受診してください。

（ただし、国・地域によって状況が異なりますので、渡航・滞在先の公館等に御確認ください）

2009年6月23日午前10時（日本時間）現在、感染及び死亡が確認された旨WHOまたは政府当局が発表した国・地域は以下のとおりです。

WHOが公表している感染状況（2009年6月22日午後4時（日本時間）現在）以下は、上位40カ国とブルガリア及びその他のブルガリア周辺諸国のリストです。なお、これまで感染が確認された国・地域は89か国10地域、感染者数は52,160人（うち231人死亡）です。

メキシコ

感染者数 7,624人（うち113人死亡）

米国

感染者数 21,449人（うち87人死亡）

カナダ

感染者数 5,710人（うち13人死亡）

アルゼンチン

感染者数 1,010人（うち7人死亡）

チリ

感染者数 4,315人（うち4人死亡）

コロンビア

感染者数 71人（うち2人死亡）

英国

感染者数 2,506人（うち1人死亡）

オーストラリア

感染者数	2,436人（うち 1人死亡）
グアテマラ	
感染者数	208人（うち 1人死亡）
コスタリカ	
感染者数	149人（うち 1人死亡）
ドミニカ（共）	
感染者数	93人（うち 1人死亡）
フィリピン	
感染者数	344人（フィリピン保健省発表は 445人感染、うち 1人死亡）
日本	
感染者数	850人（我が国厚生労働省によれば合計 890人の感染確認）
中国（香港、マカオを含む）	
感染者数	739人（中国衛生部発表は 414人、香港衛生署発表は 320人、マカオ衛生署発表は 1人）
タイ	
感染者数	589人
スペイン	
感染者数	522人
パナマ	
感染者数	330人
イスラエル	
感染者数	291人
ドイツ	
感染者数	275人
ニュージーランド	
感染者数	258人
ニカラグア	
感染者数	189人
ペルー	
感染者数	185人
エルサルバドル	
感染者数	160人
フランス	
感染者数	147人
シンガポール	
感染者数	142人
ブラジル	
感染者数	131人
ホンジュラス	
感染者数	108人
韓国	
感染者数	105人
エクアドル	
感染者数	95人

オランダ	
感染者数	91人
イタリア	
感染者数	88人
ベネズエラ	
感染者数	71人
ギリシャ	
感染者数	48人
パラグアイ	
感染者数	48人
スウェーデン	
感染者数	48人
インド	
感染者数	44人
エジプト	
感染者数	39人
ウルグアイ	
感染者数	36人
サウジアラビア	
感染者数	35人
ベトナム	
感染者数	35人
トルコ	
感染者数	20人
ルーマニア	
感染者数	18人
チェコ	
感染者数	7人
ハンガリー	
感染者数	7人
ロシア	
感染者数	3人
スロバキア	
感染者数	3人
ブルガリア	
感染者数	2人
スロベニア	
感染者数	1人
ウクライナ	
感染者数	1人

2. 新型インフルエンザとは

動物のインフルエンザウイルスがヒトの体内で増えることができるように変化し、継続的にヒトからヒトの感染がみられるようになった場合に、このウイルスが感染

して起こる疾患を新型インフルエンザとといいます。

今般、メキシコや米国等で感染が確認されたインフルエンザ（A/H1N1）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」第6条7号に規定する新型インフルエンザに位置づけられたところです。

3. 新型インフルエンザの症状

発熱、倦怠感、食欲不振、咳など、通常のインフルエンザと同様の症状があらわれます。また、鼻水、咽頭痛、吐気、嘔吐や下痢などの症状を訴える患者もいます。

4. 留意点

WHOは、この新型インフルエンザの感染者の圧倒的多数は軽症であり、早期に回復していること、及び世界的には死者数は少なく、今後重症・死亡例の急増はない見通しを伝えつつ、引き続き渡航制限は推奨しないとしています。他方、更なる感染拡大は不可避であること、特に途上国における更なる感染拡大が懸念される旨指摘し、30代から50代の方々、基礎的疾患を持つ方及び妊娠中の女性が感染すると重症化する場合があるともしています。つきましては、下記6.の点に留意し、感染防止に努めてください。

5. 感染防止策

- (1) 外出の機会を減らすため、十分な水・食糧の備蓄を行う。
- (2) 外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。
- (3) 積極的に手洗いやうがいを行う。
- (4) ウイルスは粘膜を介して感染するので、口、鼻、目などの粘膜部分に不用意に手で触れない。
- (5) 発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、現地の医療機関を受診する（ただし、国・地域によって状況が異なりますので、渡航・滞在先の公館等に御確認ください）。

6. 海外における入国時の健康チェック

現在、多くの国においては、入国時の健康チェック（質問票やサーモグラフィによるもの）が行われています。その際、発熱等インフルエンザ様症状がある場合には、新型インフルエンザ感染の確認等のため、一定期間待機を求められる場合がありますので、日本出発時に発熱等不調を感じられた場合には出発前に都道府県による[新型インフルエンザ相談窓口発熱相談センター](#)等にご相談されることをお勧めします。

7. 日本帰国時の健康チェック

わが国入国前の検疫ブースにおいて、健康カードを配布し、発症した場合には医療機関を受診するよう注意喚起しています。各保健所等に設置された発熱相談センターでは、医療機関の紹介、自宅療養患者への相談対応等の情報提供を行っていますので、御相談ください。

(問い合わせ先)

○外務省新型インフルエンザ相談窓口

電話：(代表) 03-5501-8000 (内線) 4625、4627、4629

○外務省領事局海外邦人安全課

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5140

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>

(関連ホームページ)

○厚生労働省ホームページ (新型インフルエンザ対策関連情報)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

○世界保健機関 (WHO) ホームページ (新型インフルエンザ関連)

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/>(英語)

○CDC (米国疾病予防対策センター)

<http://www.cdc.gov/h1n1flu/>(英語)

○農林水産省ホームページ (新型インフルエンザ関連情報)

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/ampo/buta.html>

**

○在ブルガリア日本国大使館

所在地：14 LYULYAKOVA GRADINA Str., SOFIA, BULGARIA

電話：(02) 971-2708

FAX：(02) 971-1167

ホームページ：<http://www.bg.emb-japan.go.jp>

**